



# 宮崎県公報

平成22年3月23日(火曜日)号外 第14号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市高洲町222番地  
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

目次	頁
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例…(行政経営課) 2	○卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場 条例の一部を改正する条例……………(農政企画課) 24
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例……………( ) 4	○県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の 一部を改正する条例……………(農村整備課) 26
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例……………(財政課) 11	○宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例……………(漁港漁場整備課) 26
○宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例…(自然環境課) 14	○地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正 する条例……………(警察本部) 28
	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例……………( ) 29

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

宮崎市と清武町、小林市と野尻町の合併に伴い、施設の位置表示を変更するとともに、施設の移転や設置目的の変更のため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

知事の権限に属する事務のうち、農地法に基づく農地等の権利移動の許可の取消し等の事務について、取扱いを希望する市町村に移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第18号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

政治資金規正法等の改正に伴い、国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付手数料等を新設するとともに、所要の改正を行うこととしました。また、経費積算の見直しを行い、介護支援専門員実務研修受講試験手数料等を改正しました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成22年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例(条例第19号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

県立自然公園における保全対策の強化等を図るとともに、より積極的に生物の多様性の確保に寄与するため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

### ◎ 卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例(条例第20号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

地方卸売市場及び小規模卸売市場における事務の簡素化や規制の緩和を進めるため、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第21号)

#### 1 改正の理由及び主な内容

県営土地改良事業の事業改編に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例 (条例第22号)

1 改正の理由及び主な内容

漁港における放置艇問題を解決し、漁業と海洋性レクリエーションとの共存等を推進することを目的として、プレジャーボートの漁港利用に関して許可制を導入する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年7月1日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 (条例第23号)

1 改正の理由及び主な内容

治安情勢に的確に対応することを目的として、警察官の定員を増やすため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

1 改正の理由及び主な内容

道路交通法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月19日から施行することとしました。

条 例

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第16号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

第1条 公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
名 称	設 置 目 的	位 置		名 称	設 置 目 的	位 置	
[略]				[略]			
宮崎県身体障害者相談センター	[略]	宮崎郡清武町大字木原字勢田57番地2		宮崎県身体障害者相談センター	[略]	宮崎市清武町木原字勢田5719番地2	
[略]				[略]			
県立こども療育センター	[略]	宮崎郡清武町大字木原字山内42番地8		県立こども療育センター	[略]	宮崎市清武町木原字山内4257番地8	
[略]				[略]			
宮崎県中央保健所	[略]	宮崎市霧島1丁目1番地2		宮崎県中央保健所	[略]	宮崎市霧島1丁目1番地2	
宮崎県都城保健所	[略]	都城市上川東3丁目14号3番地		宮崎県都城保健所	[略]	都城市上川東3丁目14号3番地	
宮崎県延岡保健所	[略]	延岡市大貫町1丁目2840番地		宮崎県延岡保健所	[略]	延岡市大貫町1丁目2840番地	
宮崎県日南保健所	[略]	日南市吾田西1丁目5番10号		宮崎県日南保健所	[略]	日南市吾田西1丁目5番10号	
宮崎県小林保健所	[略]	小林市大字堤字金鳥居3020番地13		宮崎県小林保健所	[略]	小林市堤字金鳥居3020番地13	
宮崎県高鍋保健所	[略]	児湯郡高鍋町大		宮崎県高鍋保健所	[略]	児湯郡高鍋町大	

健所		字蚊口浦字新中町西浦5120番地1	健所		字蚊口浦字新中町西浦5120番地1
宮崎県日向保健所		日向市北町2丁目16番地	宮崎県日向保健所		日向市北町2丁目16番地
宮崎県高千穂保健所		西臼杵郡高千穂町大字三田井1086番地の1	宮崎県高千穂保健所		西臼杵郡高千穂町大字三田井1086番地の1
[略]			[略]		
宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センター	[略]	西諸県郡野尻町大字東麓2581番地88	宮崎県総合農業試験場薬草・地域作物センター	[略]	小林市野尻町東麓2581番地88
宮崎県中部農業改良普及センター	[略]	東諸県郡国富町大字岩知野1401番地	宮崎県中部農業改良普及センター	[略]	東諸県郡国富町大字岩知野1401番地
宮崎県南那珂農業改良普及センター		日南市南郷町中村甲1232番地1	宮崎県南那珂農業改良普及センター		日南市南郷町中村甲1232番地1
宮崎県北諸県農業改良普及センター		都城市高木町64番地	宮崎県北諸県農業改良普及センター		都城市高木町64番地
宮崎県西諸県農業改良普及センター		小林市大字細野1810番地15	宮崎県西諸県農業改良普及センター		小林市細野1810番地15
宮崎県児湯農業改良普及センター		西都市大字調殿812番地	宮崎県児湯農業改良普及センター		西都市大字調殿812番地
宮崎県東臼杵南部農業改良普及センター		日向市東郷町山陰辛 256番地2	宮崎県東臼杵南部農業改良普及センター		日向市東郷町山陰辛 256番地2
宮崎県東臼杵北部農業改良普及センター		延岡市長浜町1丁目1713番地	宮崎県東臼杵北部農業改良普及センター		延岡市長浜町1丁目1713番地
宮崎県西臼杵農業改良普及センター		西臼杵郡高千穂町大字三田井3364番地39	宮崎県西臼杵農業改良普及センター		西臼杵郡高千穂町大字三田井3364番地39
[略]			[略]		
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	[略]	小林市大字細野字山中之前5739番地14	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	[略]	小林市細野字山中之前5739番地14
[略]			[略]		
宮崎県建設技術センター	[略]	宮崎郡清武町大字今泉2559の1	宮崎県建設技術センター	[略]	宮崎市清武町今泉2559の1
[略]			[略]		

第2条 公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
名 称	設 置	目 的	位 置	名 称	設 置	目 的	位 置
[略]				[略]			
宮崎県身体障害者相談セン	[略]		宮崎市清武町木原字勢田5719番	宮崎県身体障害者相談セン	[略]		宮崎市霧島1丁目1番地2

ター		地 2	ター		
[略]			[略]		
宮崎県建設技 術センター	建設技術者の基礎的訓練及 び建設技術者等に対する知 識、技能の修得並びに品質 管理に関する現地適応試験 施設	[略]	宮崎県建設技 術センター	優れた建設技術者等の養成 及び建設資材の品質管理試 験並びに県民の安全で安心 なくらしを支える技術等に 対する意識の啓発に資する 研修のための施設	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成22年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第17号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
事	務	市 町 村	事	務	市 町 村
[略]			[略]		
4 自然公園法（昭和32年法律第 161号）による次の事務（国定公園に係るものに限る。）		各市町村（宮崎市及び日向市を除く。）	4 自然公園法（昭和32年法律第 161号）による次の事務（国定公園に係るものに限る。）		各市町村（宮崎市及び日向市を除く。）
(1) <u>第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可の申請の受理に関すること。</u>			(1) <u>第16条第3項の規定による国定公園事業の執行の認可の申請の受理に関すること。</u>		
(2) <u>第13条第3項の規定による特別地域内における行為の許可の申請の受理に関すること。</u>			(2) <u>第20条第3項の規定による特別地域内における行為の許可の申請の受理に関すること。</u>		
(3) <u>第14条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可の申請の受理に関すること。</u>			(3) <u>第21条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可の申請の受理に関すること。</u>		
(4) <u>第24条第3項の規定による海中公園地区内における行為の許可の申請の受理に関すること。</u>			(4) <u>第22条第3項の規定による海域公園地区内における行為の許可の申請の受理に関すること。</u>		
(5) <u>第26条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関すること。</u>			(5) <u>第33条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関すること。</u>		
4の2 自然公園法による次の事務（国定公園に係るものに限る。）		宮崎市及び日向市	4の2 自然公園法による次の事務（国定公園に係るものに限る。）		宮崎市及び日向市
(1) <u>第10条第2項の規定による公園事業の執行の協議に関すること。</u>			(1) <u>第16条第2項の規定による国定公園事業の執行の協議に関すること。</u>		
(2) <u>第10条第3項の規定による公園事業の執行の認可に関すること。</u>			(2) <u>第16条第3項の規定による国定公園事業の執行の認可に関すること。</u>		
			(3) <u>第16条第4項において準用する第10条第6項の規定による施設の変更等の同意及び認可に関すること。</u>		
			(4) <u>第16条第4項において準用する第10条第9項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。</u>		
			(5) <u>第16条第4項において準用する第10条第10項の規定による条件の付加に関するこ</u>		

<p>(3) <u>第13条第3項の規定による特別地域内における行為の許可に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第13条第6項の規定による特別地域内における行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第13条第7項の規定による特別地域内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第13条第8項の規定による特別地域内における木竹の植栽等の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第14条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第14条第6項の規定による特別保護地区内における行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第14条第7項の規定による特別保護地区内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第24条第3項の規定による海中公園地区内における行為の許可に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第24条第6項の規定による海中公園地区内における行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第24条第7項の規定による海中公園地区内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。</u></p>		<p>と。</p> <p>(6) <u>第16条第4項において準用する第11条の規定による国定公園事業に係る改善命令に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第16条第4項において準用する第12条第1項の規定による地位の承継の同意及び承認に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第16条第4項において準用する第12条第2項の規定による国定公園事業の継続の承認に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第16条第4項において準用する第13条の規定による国定公園事業の休止及び廃止の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による同意又は認可の失効の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第16条第4項において準用する第14条第3項の規定による国定公園事業の執行の認可の取消しに関すること。</u></p> <p>(12) <u>第16条第4項において準用する第15条第1項の規定による措置命令に関すること。</u></p> <p>。</p> <p>(13) <u>第16条第4項において準用する第15条第2項の規定による原状回復等及び公告に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第17条第1項の規定による国定公園事業の執行に係る報告徴収及び立入検査に関すること。</u></p> <p>(15) <u>第20条第3項の規定による特別地域内における行為の許可に関すること。</u></p> <p>(16) <u>第20条第6項の規定による特別地域内における行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(17) <u>第20条第7項の規定による特別地域内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(18) <u>第20条第8項の規定による特別地域内における木竹の植栽等の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(19) <u>第21条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可に関すること。</u></p> <p>(20) <u>第21条第6項の規定による特別保護地区内における行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(21) <u>第21条第7項の規定による特別保護地区内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(22) <u>第22条第3項の規定による海域公園地区内における行為の許可に関すること。</u></p> <p>(23) <u>第22条第6項の規定による海域公園地区内における行為の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(24) <u>第22条第7項の規定による海域公園地区内における緊急措置の行為の届出の受理に関すること。</u></p>	
--	--	--	--

<p>(13) <u>第25条の規定による条件の付加（(3)、(7)及び(10)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) <u>第26条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関すること</u>。</p> <p>(15) <u>第26条第2項の規定による措置命令に関すること</u>。</p> <p>(16) <u>第26条第4項の規定による期間の延長及び通知に関すること</u>。</p> <p>(17) <u>第26条第6項の規定による期間の短縮に関すること</u>。</p> <p>(18) <u>第27条第1項の規定による措置命令（(3)、(7)、(10)、(13)及び(15)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(19) <u>第27条第2項の規定による原状回復等及び公告に関すること</u>。</p> <p>(20) <u>第28条第1項の規定による報告の徴収（(3)、(7)、(10)及び(15)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(21) <u>第28条第2項の規定による立入検査等（(3)、(7)、(10)、(15)、(18)及び(19)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(22) <u>第56条第1項の規定による国が行う行為についての国との協議に関すること</u>。</p> <p>(23) <u>第56条第3項の規定による国からの通知の受理に関すること</u>。</p> <p>(24) <u>第56条第4項の規定による風景保護のために執るべき措置についての国との協議に関すること</u>。</p>			<p>(25) <u>第32条の規定による条件の付加（(15)、(19)及び(22)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(26) <u>第33条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関すること</u>。</p> <p>(27) <u>第33条第2項の規定による措置命令に関すること</u>。</p> <p>(28) <u>第33条第4項の規定による期間の延長及び通知に関すること</u>。</p> <p>(29) <u>第33条第6項の規定による期間の短縮に関すること</u>。</p> <p>(30) <u>第34条第1項の規定による措置命令（(15)、(19)、(22)、(25)及び(27)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(31) <u>第34条第2項の規定による原状回復等及び公告（(15)、(19)、(22)、(25)及び(27)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(32) <u>第35条第1項の規定による報告徴収（(15)、(19)、(22)及び(27)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(33) <u>第35条第2項の規定による立入検査等（(15)、(19)、(22)、(27)、(30)及び(31)の事務に係るものに限る。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(34) <u>第68条第1項の規定による国が行う行為についての国との協議（第23条第3項第7号の規定による許可を受けることを要しない行為に係るものを除く。）</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(35) <u>第68条第3項の規定による国からの通知の受理に関すること</u>。</p> <p>(36) <u>第68条第4項の規定による風景保護のために執るべき措置についての国との協議に関すること</u>。</p>	
<p>4の3 <u>自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）による次の事務（国定公園に係るものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>第17条において準用する第4条第2項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設の供用の期日の延期に関すること</u>。</p> <p>(2) <u>第17条において準用する第5条の規定による管理又は経営方法の届出の受理に関すること</u>。</p> <p>(3) <u>第17条において準用する第6条第1項の規定による施設の変更等の承認に関すること</u>。</p> <p>(4) <u>第17条において準用する第7条の規定による公園事業の休止及び廃止の承認に関すること</u>。</p> <p>(5) <u>第17条において準用する第8条第1項の規定による地位の承継の承認に関すること</u>。</p>	<p>宮崎市及び日向市</p>			

<p>(6) 第17条において準用する第9条の規定による条件の付加に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 第17条において準用する第11条の規定による地位の承継の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 第17条において準用する第12条第1項の規定による公園事業の執行に係る報告の徴収及び立入検査に関する<u>こと。</u></p> <p>(9) 第17条において準用する第13条の規定による公園事業に係る改善命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(10) 第17条において準用する第14条第2項の規定による公園事業の執行の認可の取消しに関する<u>こと。</u></p> <p>(11) 第17条において準用する第15条の規定による措置命令に関する<u>こと。</u></p> <p>(12) 第17条において準用する第16条において準用する第4条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の供用の期日の延期に関する<u>こと。</u></p> <p>(13) 第17条において準用する第16条において準用する第5条の規定による管理又は経営方法の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(14) 第17条において準用する第16条において準用する第6条第1項の規定による施設の変更等の協議及び同意に関する<u>こと。</u></p> <p>(15) 第17条において準用する第16条において準用する第7条の規定による公園事業の休止及び廃止の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(16) 第17条において準用する第16条において準用する第8条第1項の規定による地位の承継の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(17) 第17条において準用する第16条において準用する第11条の規定による地位の承継の届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(18) 第17条において準用する第16条において準用する第12条第1項の規定による公園事業の執行に係る報告の徴収及び立入検査に関する<u>こと。</u></p>				
<p>5 宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第11条第4項の規定による特別地域内における行為の許可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第22条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関する<u>こと。</u></p>	各市町村(宮崎市を除く。)		<p>5 宮崎県立自然公園条例(昭和36年宮崎県条例第12号)による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第18条第4項の規定による特別地域内における行為の許可の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 第29条第1項の規定による普通地域内における行為の届出の受理に関する<u>こと。</u></p>	各市町村(宮崎市を除く。)
<p>5の2 宮崎県立自然公園条例による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	宮崎市		<p>5の2 宮崎県立自然公園条例による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第7条第6項の規定による同意及び認可に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 第7条第9項の規定による届出の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 第7条第10項の規定による条件の付加</p>	宮崎市

<p>(3) <u>第11条第4項の規定による許可に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>第11条第5項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>第11条第6項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>第11条第7項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>第12条の規定による条件の付加に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>第22条第1項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>第22条第2項の規定による措置命令に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>第22条第4項の規定による期間の延長及び通知に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>第22条第6項の規定による期間の短縮に関する</u>こと。</p> <p>(12) <u>第23条第1項の規定による措置命令に関する</u>こと。</p> <p>(13) <u>第23条第2項の規定による原状回復等及び公示に関する</u>こと。</p> <p>(14) <u>第24条第1項の規定による報告の徴収に関する</u>こと。</p> <p>(15) <u>第24条第2項の規定による立入検査等に関する</u>こと。</p>		<p>に関すること。</p> <p>(6) <u>第8条の規定による改善命令に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>第9条第1項の規定による同意及び承認に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>第9条第2項の規定による承認に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>第10条の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>第11条第2項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>第11条第3項の規定による認可の取消しに関する</u>こと。</p> <p>(12) <u>第12条第1項の規定による措置命令に関する</u>こと。</p> <p>(13) <u>第12条第2項の規定による原状回復等及び公示に関する</u>こと。</p> <p>(14) <u>第13条第1項の規定による報告徴収及び立入検査に関する</u>こと。</p> <p>(15) <u>第18条第4項の規定による許可に関する</u>こと。</p> <p>(16) <u>第18条第5項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(17) <u>第18条第6項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(18) <u>第18条第7項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(19) <u>第28条の規定による条件の付加（(15)の事務に係るものに限る。）に関する</u>こと。</p> <p>(20) <u>第29条第1項の規定による届出の受理に関する</u>こと。</p> <p>(21) <u>第29条第2項の規定による措置命令に関する</u>こと。</p> <p>(22) <u>第29条第4項の規定による期間の延長及び通知に関する</u>こと。</p> <p>(23) <u>第29条第6項の規定による期間の短縮に関する</u>こと。</p> <p>(24) <u>第30条第1項の規定による措置命令（(15)、(19)及び(21)の事務に係るものに限る。）に関する</u>こと。</p> <p>(25) <u>第30条第2項の規定による原状回復等及び公示（(15)、(19)及び(21)の事務に係るものに限る。）に関する</u>こと。</p> <p>(26) <u>第31条第1項の規定による報告徴収（(15)及び(21)の事務に係るものに限る。）に関する</u>こと。</p> <p>(27) <u>第31条第2項の規定による立入検査等（(15)、(21)、(24)及び(25)の事務に係るものに限る。）に関する</u>こと。</p>	
<p>5の3 <u>宮崎県立自然公園条例の施行のための規則による事務で別に規則で定めるもの</u></p>	<p>宮崎市</p>	<p>[略]</p>	
<p>7 <u>みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する</u></p>	<p>宮崎市</p>	<p>7 <u>みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する</u></p>	<p>宮崎市</p>



<p>する条例（平成17年宮崎県条例第20号）による次の事務  (1)～(6) [略]  (7) 第65条第1項（同項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる者に係る部分に限る。）の規定による報告の徴収及び立入検査（第30条の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事。</p>		<p>する条例（平成17年宮崎県条例第20号）による次の事務  (1)～(6) [略]  (7) 第65条第1項（同項第3号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる者に係る部分に限る。）の規定による報告の徴収及び立入検査（第30条の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事。</p>	
[略]		[略]	
<p>19の2 農地法（昭和27年法律第 229号）による次の事務  (1) [略]   (2) [略]  (3) 第4条第3項の規定による意見の聴取（(2)の事務に係るものに限る。）に関する事。   (4) [略]  (5) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(4)の事務に係るものに限る。）に関する事。   (6)・(7) [略]  (8) 第49条第1項の規定による立入調査等（(1)、(2)、(4)、(6)及び(12)の事務</p>	宮崎市	<p>19の2 農地法（昭和27年法律第 229号）による次の事務  (1) [略]  (2) <u>第3条第3項の規定による同条第1項の許可に関する事。</u>  (3) <u>第3条第4項の規定による通知に関する事。</u>  (4) <u>第3条第6項の規定による条件の付加及び報告の受理に関する事。</u>  (5) <u>第3条の2第1項の規定による勧告に関する事。</u>  (6) <u>第3条の2第2項の規定による許可の取消しに関する事。</u>  (7) [略]  (8) 第4条第3項の規定による意見の聴取（(7)の事務に係るものに限る。）に関する事。  (9) 第4条第5項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地に係るものを除く。）に関する事。  (10) 第4条第6項において準用する同条第3項の規定による意見の聴取（(9)の事務に係るものに限る。）に関する事。  (11) [略]  (12) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(11)の事務に係るものに限る。）に関する事。  (13) 第5条第4項の規定による国又は都道府県との協議（同一の事業の目的に供するための2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの及び2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものを除く。）に関する事。  (14) 第5条第5項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(13)の事務に係るものに限る。）に関する事。  (15)・(16) [略]  (17) 第49条第1項の規定による立入調査等（(1)、(2)、(5)から(7)まで、(9)、</p>	宮崎市

<p>に係るものに限る。) に関する事</p> <p>(9) 第49条第3項の規定による通知又は公示 ((8)の事務に係るものに限る。) に関する事</p> <p>(10) 第49条第5項の規定による損失の補償 ((8)の事務に係るものに限る。) に関する事</p> <p>(11) 第50条の規定による報告の徴収 ((1)、(2)、(4)、(6)、(8)から(10)まで及び(12)の事務に係るものに限る。) に関する事</p> <p>(12) 第51条第1項の規定による違反転用に対する処分 ((2)及び(4)の事務に係るものに限る。) に関する事</p>		<p>(11)、(13)、(15)及び(21)の事務に係るものに限る。) に関する事</p> <p>(18) 第49条第3項の規定による通知又は公示 ((17)の事務に係るものに限る。) に関する事</p> <p>(19) 第49条第5項の規定による損失の補償 ((17)の事務に係るものに限る。) に関する事</p> <p>(20) 第50条の規定による報告の徴収 ((1)、(2)、(5)から(7)まで、(9)、(11)、(13)、(15)、(17)から(19)まで及び(21)の事務に係るものに限る。) に関する事</p> <p>(21) 第51条第1項の規定による違反転用に対する処分 ((7)及び(11)の事務に係るものに限る。) に関する事</p>	
<p>19の3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第15条の2第6項の規定による意見の聴取に関する事</p> <p>(3)~(5) [略]</p>	<p>宮崎市</p>	<p>19の3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号) による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第15条の2第6項 (同条第8項において準用する場合を含む。) の規定による意見の聴取に関する事</p> <p>(3) 第15条の2第7項の規定による国又は地方公共団体との協議に関する事</p> <p>(4)~(6) [略]</p>	<p>宮崎市</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>33 [略]</p> <p>[略]</p>		<p>33 [略]</p> <p>33の2 被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号) による次の事務</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による許可に関する事</p> <p>(2) 第7条第4項の規定による条件の付加に関する事</p> <p>(3) 第7条第5項の規定による命令に関する事</p> <p>(4) 第7条第6項の規定による措置及び公告に関する事</p> <p>(5) 第8条第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことの申出の受理に関する事</p> <p>(6) 第8条第2項の規定による土地の買取りの申出の相手方の決定及び公告に関する事</p> <p>(7) 第8条第3項の規定による土地の買取りに関する事</p> <p>(8) 第8条第4項の規定による通知に関する事</p> <p>(9) 第8条第5項の規定による通知の受理に関する事</p> <p>[略]</p>	<p>都城市</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表4の項から5の3の項までの改正規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第18号

##### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づく同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書の写しの交付 政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料</p> <p>(4)～(94)の2 [略]</p> <p>(95)～(144)の4 [略]</p> <p>(144)の5 介護保険法第115条の10において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料</p> <p>(144)の6 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査の実施 介護サービス情報調査手数料</p> <p>(144)の7 介護保険法第115条の29第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表の実施 介護サービス情報公表手数料</p> <p>(145)～(151) [略]</p> <p><u>(151)の2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の建築物衛生法第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生一般管理業（同項第6号に掲げる事業をいう。）の登録 建築物環境衛生一般管理業登録手数料</u></p> <p>(152)～(453) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項第2号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第143号、第144号の6、第144号の7、第145号、第292号、第429号、第436号及び第452号の2に掲げる事務をそれぞれ別表第3の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(2)の2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく同法第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写しの交付 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付手数料</u></p> <p>(3) 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項（同法第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書の写しの交付 政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料</p> <p>(4)～(94)の2 [略]</p> <p><u>(94)の3 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査 汚染土壤処理業許可更新申請手数料</u></p> <p><u>(94)の4 土壤汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 汚染土壤処理業の変更許可申請手数料</u></p> <p>(95)～(144)の4 [略]</p> <p>(144)の5 介護保険法第115条の11において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 介護予防サービス事業者指定更新申請手数料</p> <p>(144)の6 介護保険法第115条の35第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査の実施 介護サービス情報調査手数料</p> <p>(144)の7 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表の実施 介護サービス情報公表手数料</p> <p>(145)～(151) [略]</p> <p>(152)～(453) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項第2号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第143号、第144号の6、第144号の7、第145号、第292号、<u>第428号、第429号、第430号、第431号、第432号、第433号、</u>第436号及び第452号の2に掲げる事務をそれぞれ別表第3の中</p>

下この項及び次項において「指定試験機関等」という。)に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に規定する試験又は審査を受けようとする者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
17 産業	[略]				
開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室等使用料	宿 泊 室 等 使 用 料	[略]			
	[略]				
[略]					

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
2	[略]			
[略]				
94の 2	[略]			

欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者(以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。)に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に規定する試験又は審査を受けようとする者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
17 産業	[略]				
開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室等使用料	宿 泊 室 等 使 用 料	[略]			学校教育法第 1 条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者は、無料とする。
	[略]				
[略]					

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
2	[略]			
2の 2	複写機により用紙に複写したものの交付	1 枚につき	10円	
国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付手数料	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R 700メガバイト)に複写したものの交付	1 枚につき	100円に当該少額領収書等の写し 1 枚ごとに 10円を加えた額	
[略]				
94の 2	[略]			
94の 3	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	1 件につき	224,000円	
94の 4	汚染土壌処理業の変更許可申請手数料	1 件につき	222,000円	

[略]				[略]			
143 介 護支援 専門員 実務研 修受講 試験手 数料		1 件に つき	7,500円	143 介 護支援 専門員 実務研 修受講 試験手 数料		1 件に つき	8,500円
143の2 介護 支援専 門員証 交付手 数料		1 件に つき	1,500円	143の2 介護 支援専 門員証 交付手 数料		1 件に つき	2,000円
143の3 介護 支援専 門員証 更新手 数料		1 件に つき	1,500円	143の3 介護 支援専 門員証 更新手 数料		1 件に つき	2,000円
143の4 介護 支援専 門員証 書換え 交付手 数料		1 件に つき	1,500円	143の4 介護 支援専 門員証 書換え 交付手 数料		1 件に つき	2,000円
143の5 介護 支援専 門員証 再交付 手数料		1 件に つき	1,500円	143の5 介護 支援専 門員証 再交付 手数料		1 件に つき	2,000円
143の6 介護 支援専 門員の 登録の 移転に 伴う介 護支援 専門員 証交付 手数料		1 件に つき	1,500円	143の6 介護 支援専 門員の 登録の 移転に 伴う介 護支援 専門員 証交付 手数料		1 件に つき	2,000円
[略]				[略]			
151 [略]				151 [略]			
151の2 — 建築 物環境 衛生一 般管理 業登録 手数料		1 件に つき	45,000円				
[略]				[略]			

別表第 3 (第 3 条関係)

事 務 の 種 類	法 律 の 規 定	指 定 試 験 機 関 等
[略]		
7 介護保険法第 115 条の 29 第 2 項の規定に基づく介護サービス情報の調査の実施	介護保険法第 115 条の 30 第 3 項	介護保険法第 115 条の 30 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
8 介護保険法第 115 条の 29 第 3 項の規定に基づく介護サービス情報の公表の実施	介護保険法第 115 条の 36 第 3 項において準用する同法第 115 条の 30 第 3 項	介護保険法第 115 条の 36 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
[略]		
10 [略]		
11 [略]		
12・13 [略]		

別表第 3 (第 3 条関係)

事 務 の 種 類	法 律 の 規 定	指 定 試 験 機 関 等
[略]		
7 介護保険法第 115 条の 35 第 2 項の規定に基づく介護サービス情報の調査の実施	介護保険法第 115 条の 36 第 3 項	介護保険法第 115 条の 36 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
8 介護保険法第 115 条の 35 第 3 項の規定に基づく介護サービス情報の公表の実施	介護保険法第 115 条の 42 第 3 項において準用する同法第 115 条の 36 第 3 項	介護保険法第 115 条の 42 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
[略]		
10 [略]		
11 建築士法第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査	建築士法第 10 条の 21 第 2 項	建築士法第 10 条の 20 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
12 [略]		
13 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録の申請に対する審査	建築士法第 26 条の 4 第 2 項	建築士法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
14 建築士法第 23 条第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録の更新の申請に対する審査	建築士法第 26 条の 4 第 2 項	建築士法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
15 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の申請に対する審査	建築士法第 26 条の 4 第 2 項	建築士法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
16 建築士法第 23 条第 3 項の規定に基づく二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録の更新の申請に対する審査	建築士法第 26 条の 4 第 2 項	建築士法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
17・18 [略]		

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 151 号の 2 を削る改正規定及び別表第 2 の 151 の 2 の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 23 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 19 号

宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例

宮崎県立自然公園条例（昭和 36 年宮崎県条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的)	(目的)
第 1 条 この条例は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の規定	第 1 条 この条例は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の規定

に基づき、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 公園計画 県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。
- (3) [略]

(公園事業の執行)

第7条 [略]

- 2 市町村及び知事が定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。
- 3 県及び公共団体以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
- 4 第2項の規定による協議及び前項の認可の手續並びに第2項の同意を得て、又は当該認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、知事が定める。

に基づき、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 公園計画 県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- (3) [略]
- (4) 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

(公園事業の執行)

第7条 [略]

- 2 市町村及び知事が定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、知事が定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。
  - 3 県及び公共団体以外の者は、知事が定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
  - 4 第2項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、知事が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
    - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - (2) 第2条第3号に規定する知事が定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類
    - (3) 公園施設の位置
    - (4) 公園施設の規模
    - (5) 公園施設の管理又は経営の方法
    - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項
  - 5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の知事が定める書類を添付しなければならない。
  - 6 第2項の同意を得た者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない、公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。
  - 7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、知事が定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。
  - 9 公園事業者は、第6項ただし書の知事が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
  - 10 第3項又は第6項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(改善命令)
- 第8条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- (承継)

第9条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあっては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が国及び公共団体以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第7条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（公園事業の休廃止）

第10条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、知事が定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第11条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第7条第2項の同意又は同条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第7条第2項の同意又は同条第3項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第7条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

（1）第7条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。

（2）第7条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。

（3）第8条の規定による命令に違反したとき。

（4）偽りその他不正の手段により第7条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

（原状回復命令等）

第12条 知事は、第7条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（



第 8 条・第 9 条 [略]

(適用除外)

第 10 条 前 2 条の規定は、公園事業のうち、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）その他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定がある事業については、適用しない。

#### 第 4 章 保護及び利用

(特別地域)

第 11 条 [略]

2・3 [略]

4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第 6 号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3)～(9) [略]

(10) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること

。

以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第 13 条 知事は第 7 条第 3 項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 14 条・第 15 条 [略]

(適用除外)

第 16 条 第 7 条及び前 2 条の規定は、公園事業のうち国が行う事業については、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、前 2 条の規定は、公園事業のうち、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）その他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定がある事業については、適用しない。

(知事への委任)

第 17 条 この章に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第 4 章 保護及び利用

(特別地域)

第 18 条 [略]

2・3 [略]

4 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第 3 号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(4)～(10) [略]

(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(12) 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(13) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地で

(11)～(13) [略]

5 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為又は同項第 6 号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して 3 月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 [略]

7 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

8 次の各号に掲げる行為については、前 4 項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 第 27 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従って行うもの

(3) [略]

(条件)

第 12 条 前条第 4 項の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(利用調整地区)

第 13 条 [略]

2 [略]

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第 1 項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 11 条第 4 項の許可を受けた行為又は同条第 5 項若しくは第 7 項の届出をした行為を行うために立ち入る場合

(2)・(3) [略]

(4) 第 27 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従って行うものを行うために立ち入る場合

(5)・(6) [略]

(立入りの認定)

第 14 条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第 3 項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。

(1)・(2) [略]

2～6 [略]

ない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(14)～(16) [略]

(17) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で知事が定めるもの

5 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して 3 月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 [略]

7 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第 4 項第 11 号又は第 13 号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

8 次の各号に掲げる行為については、前 4 項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 認定生態系維持回復事業等（第 35 条第 1 項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第 2 項の確認又は同条第 3 項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 第 38 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従って行うもの

(4) [略]

(利用調整地区)

第 19 条 [略]

2 [略]

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第 1 項又は第 7 項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 18 条第 4 項の許可を受けた行為又は同条第 5 項後段若しくは第 7 項の届出をした行為を行うために立ち入る場合

(2)・(3) [略]

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

(5) 第 38 条第 1 項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第 1 号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項に従って行うものを行うために立ち入る場合

(6)・(7) [略]

(立入りの認定)

第 20 条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第 3 項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。ただし、第 7 項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

2～6 [略]

(指定認定機関)

第15条 [略]

2 指定認定機関の指定(以下第19条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

(1)～(3) [略]

(4) 第19条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

(5) [略]

4・5 [略]

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定認定機関」とする。

第16条 [略]

(指定認定機関の遵守事項)

第17条 [略]

2～5 [略]

6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第19条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、知事が定める。

第18条 [略]

(指定認定機関に対する監督命令等)

第19条 知事は、第14条から第21条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 知事は、指定認定機関が第15条第3項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

3 知事は、指定認定機関が第17条の規定に違反したとき、同条第1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第15条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しについて準用する。

(指定認定機関に係る報告徴収及び立入検査)

7 自然公園の利用者であって知事が定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第1項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第2項から第6項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第5項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第6項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

(指定認定機関)

第21条 [略]

2 指定認定機関の指定(以下第25条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

(1)～(3) [略]

(4) 第25条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

(5) [略]

4・5 [略]

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第1項及び第7項中「知事の」とあるのは「指定認定機関の」と、同条第2項及び第5項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)中「知事に」とあるのは「指定認定機関に」と、同条第3項及び第4項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)中「知事は」とあるのは「指定認定機関は」とする。

第22条 [略]

(指定認定機関の遵守事項)

第23条 [略]

2～5 [略]

6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部又は一部を自ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第25条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、知事が定める。

第24条 [略]

(指定認定機関に対する監督命令等)

第25条 知事は、第20条から第27条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 知事は、指定認定機関が第21条第3項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

3 知事は、指定認定機関が第23条の規定に違反したとき、同条第1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第21条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しについて準用する。

(指定認定機関に係る報告徴収及び立入検査)

第20条 知事は、第14条から第21条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

(手数料)

第21条 第14条第1項の認定又は同条第5項の立入認定証の再交付を受けようとする者は、使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)で定める額の手数料を県(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、指定認定機関)に納めなければならない。

2 [略]

(普通地域)

第22条 [略]

2～6 [略]

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) [略]

(2) 第27条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(3)～(5) [略]

(中止命令等)

第23条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第11条第4項の規定、第12条の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第24条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるとき

第26条 知事は、第20条から第27条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 [略]

(手数料)

第27条 第20条第1項若しくは第7項の認定又は同条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けようとする者は、使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)で定める額の手数料を県(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、指定認定機関)に納めなければならない。

2 [略]

(条件)

第28条 第18条第4項及び第19条第3項第7号の許可には、自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

(普通地域)

第29条 [略]

2～6 [略]

7 次の各号に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(1) [略]

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) 第38条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うもの

(4)～(6) [略]

(中止命令等)

第30条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第18条第4項若しくは第19条第3項の規定、第28条の規定により許可に付された条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公示しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第31条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるとき

は、第11条第4項の規定による許可を受けた者又は第22条の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第11条第4項、第22条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第11条第4項各号若しくは第22条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### 第25条 [略]

(利用のための規制)

#### 第26条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

は、第18条第4項若しくは第19条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第29条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第18条第4項、第19条第3項第7号、第29条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第18条第4項各号、第19条第3項第7号若しくは第29条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第32条 [略]

(利用のための規制)

#### 第33条 [略]

2 [略]

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(生態系維持回復事業計画)

第34条 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(自然公園における生態系維持回復事業)

第35条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

2 国及び市町村は、知事が定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国及び市町村以外の者は、知事が定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨

(風景地保護協定の締結等)

**第27条** 県若しくは公共団体又は第33条第1項の規定により指定された公園管理団体で第34条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) [略]

2～5 [略]

**第28条** [略]

の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

**4** 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、知事が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が定める事項

**5** 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の知事が定める書類を添付しなければならない。

**6** 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び市町村にあっては知事の確認を、国及び市町村以外の者にあっては知事の認定を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。

**7** 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、知事が定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

**8** 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

**9** 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の知事が定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

**第36条** 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。

(3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。

(4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

**第37条** 知事は第35条第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(風景地保護協定の締結等)

**第38条** 県若しくは公共団体又は第44条第1項の規定により指定された公園管理団体で第45条第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) [略]

2～5 [略]

**第39条** [略]

(風景地保護協定の認可)

第29条 知事は、第27条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 風景地保護協定の内容が、第27条第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

第30条 [略]

(風景地保護協定の変更)

第31条 第27条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第32条 第30条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあった風景地保護協定は、その公示のあった後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となった者に対して、その効力があるものとする。

第33条～第37条 [略]

#### 第5章 雑則

(実地調査)

第38条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 [略]

(損失の補償)

第39条 県は、第11条第4項の許可を得ることができないため、第12条の規定により許可に条件を付せられたため、又は第22条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 [略]

(罰則)

第40条 第23条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第4項又は第13条第3項の規定に違反した者
- (2) 第12条の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正の手段により第14条第1項の認定を受けた者

第42条 第18条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 第22条第2項又は第36条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(風景地保護協定の認可)

第40条 知事は、第38条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 風景地保護協定の内容が、第38条第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

第41条 [略]

(風景地保護協定の変更)

第42条 第38条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第43条 第41条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあった風景地保護協定は、その公示のあった後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となった者に対して、その効力があるものとする。

第44条～第48条 [略]

#### 第5章 雑則

(実地調査)

第49条 [略]

2・3 [略]

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 [略]

(損失の補償)

第50条 県は、第18条第4項の許可を得ることができないため、第28条の規定により許可に条件を付されたため、又は第29条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2・3 [略]

(罰則)

第51条 第12条第1項又は第30条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者(同条第3項の認可を受けた者に限る。)
- (2) 第7条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者
- (3) 第18条第4項又は第19条第3項の規定に違反した者

(4) 偽りその他不正の手段により第20条第1項又は第7項の認定を受けた者

(5) 第28条の規定により許可に付された条件に違反した者

第53条 第24条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 第8条、第29条第2項又は第47条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(1) 偽りその他不正の手段により第14条第5項の立入認定証の再交付を受けた者

(2) 第17条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

(3) 第20条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第22条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第22条第5項の規定に違反した者

(6) 第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(7) 第24条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(8) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第26条第1項第1号に掲げる行為をした者

(9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(10) 第38条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第40条、第41条、第43条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第46条 第14条第6項の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、10万円以下の過料に処する。

(2) 偽りその他不正の手段により第20条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の立入認定証の再交付を受けた者

(3) 第23条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者

(4) 第26条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(5) 第29条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第29条第5項の規定に違反した者

(7) 第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(8) 第31条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(9) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第33条第1項第1号に掲げる行為をした者

(10) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第33条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(11) 第49条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第51条、第52条、第54条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第57条 第20条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、10万円以下の過料に処する。

第58条 第7条第9項、第10条又は第11条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第7条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第20号

卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例の一部を改正する条例

(卸売市場法施行条例の一部改正)

第1条 卸売市場法施行条例（昭和46年宮崎県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(業務規程の変更)	(業務規程の変更)
第10条 [略]	第10条 [略]
2 開設者は、第3条第1項第3号から第8号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者、第16条第2項に規定する買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、次条第	2 開設者は、第3条第1項第3号から第8号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者、第17条に規定する買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、次条第1項の



<p>1 項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。 (市場取引委員会)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員会の委員は、卸売業者、第16条第2項に規定する買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。</p> <p>4 [略] <u>(買受人)</u></p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>2 開設者は、規則で定めるところにより、前項の承認を受けた者(以下「買受人」という。)の名簿を知事に提出しなければならない。</u> (卸売の相手方の制限)</p> <p>第17条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売の業務については、<u>買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該地方卸売市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、業務規程で定めるところにより、開設者が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第18条 削除 <u>(地方卸売市場外にある物品の卸売の禁止)</u></p> <p>第19条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売の業務については、<u>その者が法第58条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う地方卸売市場内における生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u> (1) <u>開設者が指定する場所にある生鮮食料品等の卸売をするとき。</u> (2) <u>開設者が、規則で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすること又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該地方卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めるとき。</u> (受託契約約款)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定により、受託契約約款を定めたときは、<u>知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</u></p>	<p>市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。 (市場取引委員会)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員会の委員は、卸売業者、<u>第17条</u>に規定する買受人その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。</p> <p>4 [略] <u>(卸売を受けようとする者の承認)</u></p> <p>第16条 [略]</p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第17条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売の業務については、<u>前条の承認を受けた者(以下「買受人」という。)</u>以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、当該地方卸売市場における入荷量が著しく多く残品を生ずるおそれがある場合その他の規則で定める特別の事情がある場合であって、業務規程で定めるところにより、開設者が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>第18条及び第19条 削除</p> <p>(受託契約約款)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定により、受託契約約款を定めたときは、<u>その者が法第58条第1項の許可を受けて卸売の業務を行う地方卸売市場内の見やすい場所にこれを掲示しておかなければならない。これを変更したときも、同様とする。</u></p>
---	--

(宮崎県小規模卸売市場条例の一部改正)

第2条 宮崎県小規模卸売市場条例(昭和47年宮崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(業務規程の変更)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 開設者は、第4条第3項第3号から第8号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者、<u>第20条第2項</u>に規定する買受人その他の利害関係者の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(業務規程の変更)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 開設者は、第4条第3項第3号から第8号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより選定した卸売業者、<u>第22条</u>に規定する買受人その他の利害関係者の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 [略]</p>

<p>(買受人)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 開設者は、規則で定めるところにより、前項の承認を受けた者(以下「買受人」という。)の名簿を知事に提出しなければならない。</p> <p>(差別的取扱いの禁止)</p> <p>第22条 開設者等は、小規模卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他小規模卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>(受託契約約款)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定により、受託契約約款を定めたときは、知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	<p>(卸売を受けようとする者の承認)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(差別的取扱いの禁止)</p> <p>第22条 開設者等は、小規模卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、<u>第20条の承認を受けた者(以下「買受人」という。)</u>その他小規模卸売市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>(受託契約約款)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 卸売業者は、前項の規定により、受託契約約款を定めたときは、<u>その者が第6条の許可を受けて卸売の業務を行う小規模卸売市場内の見やすい場所にこれを掲示しておかなければならない。</u>これを変更したときも、同様とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第21号

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例(昭和31年宮崎県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分担金及び負担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、各年度ごとに、次の各号に掲げる県営土地改良事業の区分に応じ、当該各号に掲げる事業に要する費用にそれぞれ当該各号に掲げる数値を乗じて得た額から次項に規定する負担金の額を減じた額の範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>農地集積加速化基盤整備</u> 100分の20</p> <p>(9)～(46) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(分担金及び負担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、各年度ごとに、次の各号に掲げる県営土地改良事業の区分に応じ、当該各号に掲げる事業に要する費用にそれぞれ当該各号に掲げる数値を乗じて得た額から次項に規定する負担金の額を減じた額の範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>耕作放棄地解消・発生防止基盤整備</u> 100分の20</p> <p>(9)～(46) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第22号

宮崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

宮崎県漁港管理条例(昭和38年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用の許可等)</p> <p>第10条 甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により知事が指定する区域内に存する施設に限る。)のうち、知事が公示により指定する施設(以下「係留指定施設」という。)を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することが</p>	<p>(使用の許可等)</p> <p>第10条 <u>甲種漁港施設(法第39条第5項の規定により知事が指定する区域内に存する施設に限る。)</u>のうち、知事が公示により指定する施設(以下「係留指定施設」という。)<u>を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することが</p>

(使用料等)

第10条 第8条の規定により届出をした者又は第9条第1項の規定により許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料又は漁港施設占用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2・3 [略]

第11条・第12条 [略]

(監督処分)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第9条第1項の規定に違反した者
- (2) 第9条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の規定による許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第14条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第9条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 [略]

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)～(5) [略]

- (6) 第13条又は第14条第1項の規定による命令に違反した者

第16条～第18条 [略]

附 則

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる使用料のうち船舶のけい留に対する使用料にあっては各漁港について、積み卸し貨物通過に対する使用料にあっては油津及び土々呂漁港以外の漁港について、知事が別に定める日までの間は第13条第1項の規定を適用しない。

できる。

3 第1項の規定による使用の期間は、1年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

第11条 漁船以外の船舶（規則で定めるものを除く。）を漁港の区域（法第39条第5項の規定により知事が指定する区域に限る。）内に係留しようとする者は、係留指定施設を使用しなければならない。

(権利義務の移転の制限)

第12条 この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、又は転貸することができない。

(使用料等)

第13条 第8条の規定により届出をした者又は第9条第1項若しくは第10条第1項の規定により許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料又は漁港施設占用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2・3 [略]

第14条・第15条 [略]

(監督処分)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。

- (1) 第9条第1項、第10条第1項又は第12条の規定に違反した者
- (2) 第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者

(公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第17条 知事は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 [略]

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1)～(5) [略]

(6) 第10条第1項の許可を受けずに係留指定施設を使用した者

(7) 第16条又は第17条第1項の規定による命令に違反した者

第19条～第21条 [略]

附 則

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる使用料のうち係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料にあっては各漁港について、積卸貨物通過に対する使用料にあっては油津及び土々呂漁港以外の漁港について、知事が別に定める日までの間は第13条第1項の規定を適用しない。

別表第 1 (第10条関係)

1 使用料

施設の種別	単 位	金 額	
		外航船舶	外航船舶 以外の船 舶
栈橋、岸壁、 物揚場及 び船揚場	船舶けい留24時間ごとに 総トン数1トンにつき [略]	[略]	
[略]			

2 漁港施設占用料

[略]
-----

注1 この表の適用について24時間、1日、1メートル、1平方メートル又は1トンに満たない端数は、それぞれ24時間、1日、1メートル、1平方メートル又は1トンとして計算する。

2・3 [略]

4 1件の使用料等の総額に1円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとし、1件の使用料及び占用料の総額が100円未満であるときは、その総額は100円とする。

別表第 2 (第11条関係)

[略]

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第23号

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の定員に関する条例(昭和29年宮崎県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
区		分		定員	区		分		定員
警 察 官	階 級	警 視		90人	警 察 官	階 級	警 視		90人
		警 部		183人			警 部		183人

別表第 1 (第13条関係)

1 使用料

施設の種別	単 位	金 額	
		外航船舶	外航船舶 以外の船 舶
係留指定施設	船舶の長さ1メートル1年につき	6,000円以内で規則 で定める額	
係留指定施設以外の栈橋、岸壁、物揚場及び船揚場	船舶係留24時間ごとに総トン数1トンにつき [略]	[略]	
[略]			

注1 この表の適用について1メートルに満たない端数は切り捨てるものとし、24時間又は1トンに満たない端数は、それぞれ24時間又は1トンとして計算する。

2 使用料の額が年額で定められている使用物件の使用期間が1年未満であるときは、月割りをもって計算する。この場合において、使用期間の計算は、使用開始の日から各月における当該使用開始の日に相当する日の前日までを1月として計算し、この月数の計算によってもなお1月に満たない期間があるときは、その期間は1月として計算する。

3 1件の使用料の総額に1円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとし、1件の使用料の総額が100円未満であるときは、その総額は100円とする。

2 漁港施設占用料

[略]
-----

注1 この表の適用について1日、1メートル又は1平方メートルに満たない端数は、それぞれ1日、1メートル又は1平方メートルとして計算する。

2・3 [略]

4 1件の漁港施設占用料の総額に1円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとし、1件の漁港施設占用料の総額が100円未満であるときは、その総額は100円とする。

別表第 2 (第14条関係)

[略]

	警 部 補	555人		警 部 補	556人
	巡 査 部 長	574人		巡 査 部 長	576人
	巡 査	592人		巡 査	593人
	計	1,994人		計	1,998人
警 察 官 を 除 く 職 員		321人	警 察 官 を 除 く 職 員		321人
合 計		2,315人	合 計		2,319人
[略]			[略]		

## 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第24号

## 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(51) [略]</p> <p>(52) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第49条の2第4項の規定に基づくパーキング・メーターの作動 パーキング・メーター作動手数料</p> <p>(53) 道交法第49条の2第4項の規定に基づくパーキング・チケットの発給 パーキング・チケット発給手数料</p> <p>(53)の2～(72) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(51) [略]</p> <p>(52) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第49条の3第4項の規定に基づくパーキング・メーターの作動 パーキング・メーター作動手数料</p> <p>(53) 道交法第49条の3第4項の規定に基づくパーキング・チケットの発給 パーキング・チケット発給手数料</p> <p>(53)の2～(72) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

## 附 則

この条例は、平成22年4月19日から施行する。

